

平成十八年十月十日受領
答弁 第二二二号

内閣衆質一六五第二二号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に

関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の書物の内容は承知している。

二について

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項には、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されている。

三について

外務省として、御指摘の書物における記述が国家公務員法第百条第一項にいう「秘密」に該当するか否かについて明らかにすることは、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあること等から、お答えすることは差し控えたい。